

## 農地法第4条の許可申請提出書類

| 提出書類  | 部数       | 備考  |
|---|----------|---|
| 1 許可申請書                                     | 申請人の数+2部 | 申請人の数+2部(村・県)   |
| 2 土地登記簿謄本                                   | 2        | 法務局 (原本1部、コピー1部)  |
| 3 土地の公図                                     | 2        | 法務局 (原本1部、コピー1部)  |
| 4 計画図(平面図、配置図、用排水図)                         | 2        | 建築面積等がわかる図面   |
| 5 一筆の内の一部転用の場合は求積図                          | 2        | 土地の確定に必要な地積測量図  |
| 6 資金計画書(様式第5号の4)<br>(預金残高証明書【通帳の写し可】、融資証明書) | 各2部      | ※融資証明は金融機関が発行する融資証明書、融資内諾書、事前審査(仮審査)結果通知書等です<br>※融資相談受付票、借入申込書等は受付不可となります |
| 7 位置図(住宅地図、Googleマップ等)                      | 2        | 申請地をマーカーで色づけすること  |
| 8 目的が資材置場、駐車場の場合は事業計画書(様式第5号の5)             | 2        | 既存置場の利用状況がわかる位置図(住宅地図等)及び現況写真   |
| 9 印鑑証明                                      | 2        | 譲受人・譲渡人(原本1部、コピー1部)   |
| 10 その他必要書類                                  | 2        |   |

### 【注意事項】

- ① 登記簿謄本、土地の公図、印鑑証明などの**証明書類は発行から3か月以内のものとする。**
  - ② 写しを添付する場合は、原本と相違ない旨を記載し、申請人の氏名を記入し、捺印して下さい。尚、窓口で原本を提示の上確認を受けて下さい。
  - ③ 他法令の許認可、届出等を必要とする場合は、許可証明書又は申請したことを証する書面を添付して下さい。
  - ④ **一筆の土地の一部転用する場合は、分筆登記を先に済ませて下さい。**(やむを得ない場合は、土地の確定に必要な実測図又は求積図を添付して下さい。)
  - ⑤ 登記簿上の表示と現在の表示が符号しない場合は、住民票、戸籍の附表、戸籍抄本等で同一人であることを証する書類を添付して下さい。
  - ⑥ 申請人が法人の場合は、定款又は寄付行為、法人登記簿謄本、議事録の写しを添付して下さい。
  - ⑦ 提出書類は**1～10番の順に揃えて提出して下さい。**
  - ⑧ 申請後は、現地調査のため、申請箇所がわかるよう現地に看板等の目印を設置して下さい。
- ※ 許可申請書の**受付期間は、毎月5日から10日まで**です。(5日、10日が休日等の場合翌開庁日)